

平成 27 年 3 月 11 日

各 位

会 社 名 シャープ株式会社
代表者名 取締役社長 高橋 興三

訴訟の判決（控訴審判決）に関する対応について

平成 27 年 2 月 25 日付プレスリリース「訴訟の判決に関するお知らせ」にてご報告のとおり、当社が保有する登録商標「IGZO」の無効審決取消訴訟について、知的財産高等裁判所より当社敗訴の判決が出されました。

当社は、判決内容を慎重に精査し、最高裁判所への上告等の検討を重ねてまいりました。その結果、知的財産高等裁判所の判断と当社主張との隔たりは大きいものの、上告しても当社の主張が認められることが難しい、と判断したことから、今般の判決を受け入れ上告しないことといたしました。これにより、本件の訴訟対象となったアルファベットの「^{アイ}I」「^{ジー}G」「^{ゼット}Z」「^{オー}O」の文字からなる「IGZO」については、当社の登録商標ではなくなります。

当社は、前述のプレスリリース「訴訟の判決に関するお知らせ」にてお伝えしているとおり、「IGZO」以外にも「IGZO」「イグゾー」「イグゾーパネル」といった登録商標を有しており、これらは本訴訟の結果に関係なく引き続き当社の登録商標です。

なお、本件が当社の業績に与える影響はありません。

以 上